

# I 総論

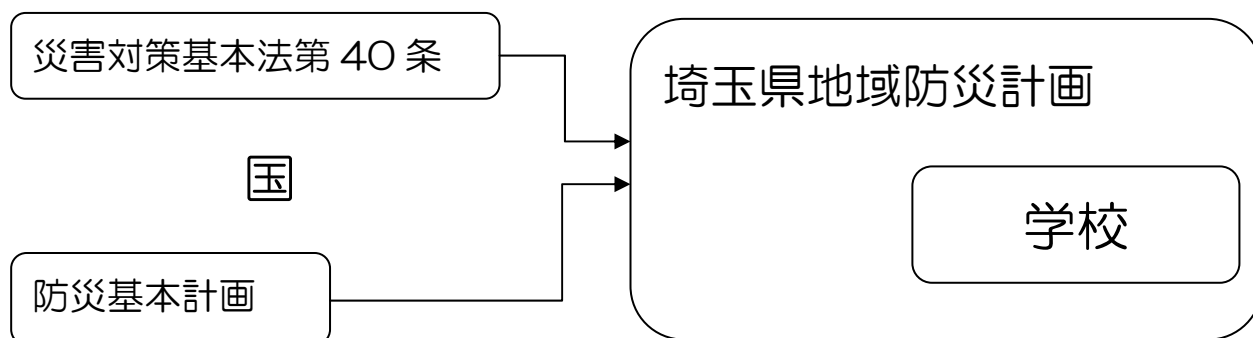
- 1 「埼玉県地域防災計画」と「学校防災マニュアル」
  - (1) 「埼玉県地域防災計画」について
  - (2) 「埼玉県地域防災計画」における学校の対応
- 2 震災時における学校の対応基準
  - (1) 生徒在校時の災害対応基準
  - (2) 夜間・休日等の参集の基準
- 3 避難所としての学校

# I 総論

## 1 「埼玉県地域防災計画」と「学校防災マニュアル」

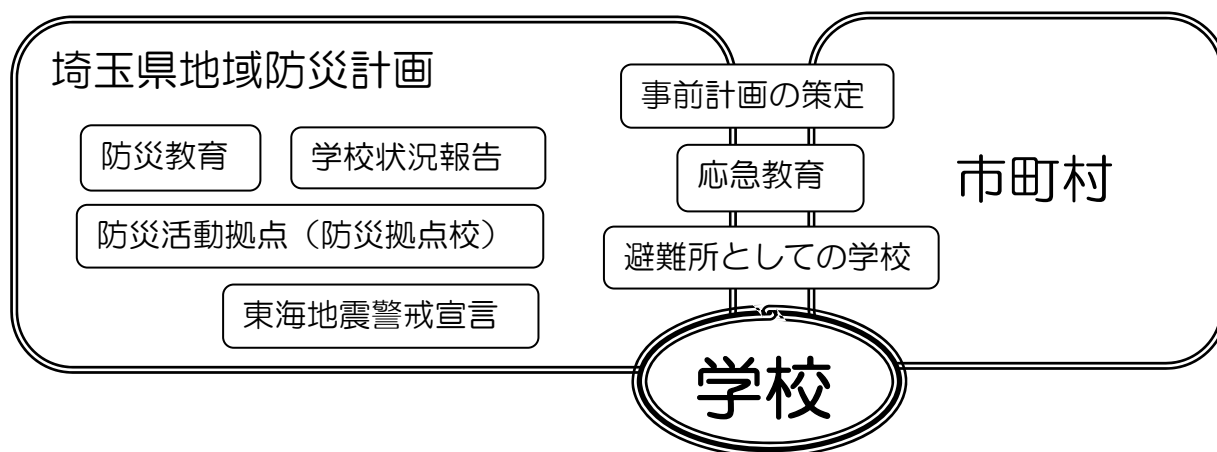
### (1) 「埼玉県地域防災計画」について

「埼玉県地域防災計画」は、災害対策基本法第40条の規定により、国の中央防災会議が作成した「防災基本計画」に基づき、埼玉県の地域に係る地震災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県防災会議が必要な事項を定め作成した計画であり、「震災対策編」「風水害・事故対策編」の2編で構成されている。



### (2) 「埼玉県地域防災計画」における学校の対応

埼玉県地域防災計画における学校の対応は、以下（抜粋・要約）のように定められている。これらに対応するため、「学校防災マニュアル」を作成した。



震災対策における学校の対応については、次の内容が定められている。

#### 「学校に求められる対策・対応」（抜粋・要約）

##### ア 学校における防災教育

（第2章震災予防計画 第6節防災教育 第3実施計画 3学校における防災教育）

安全教育の一環として、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。

特に避難や安全行動の仕方について、発達段階に応じた指導を行う。

##### イ 児童生徒の安全と教育活動の確保に万全を期すための事前計画の策定

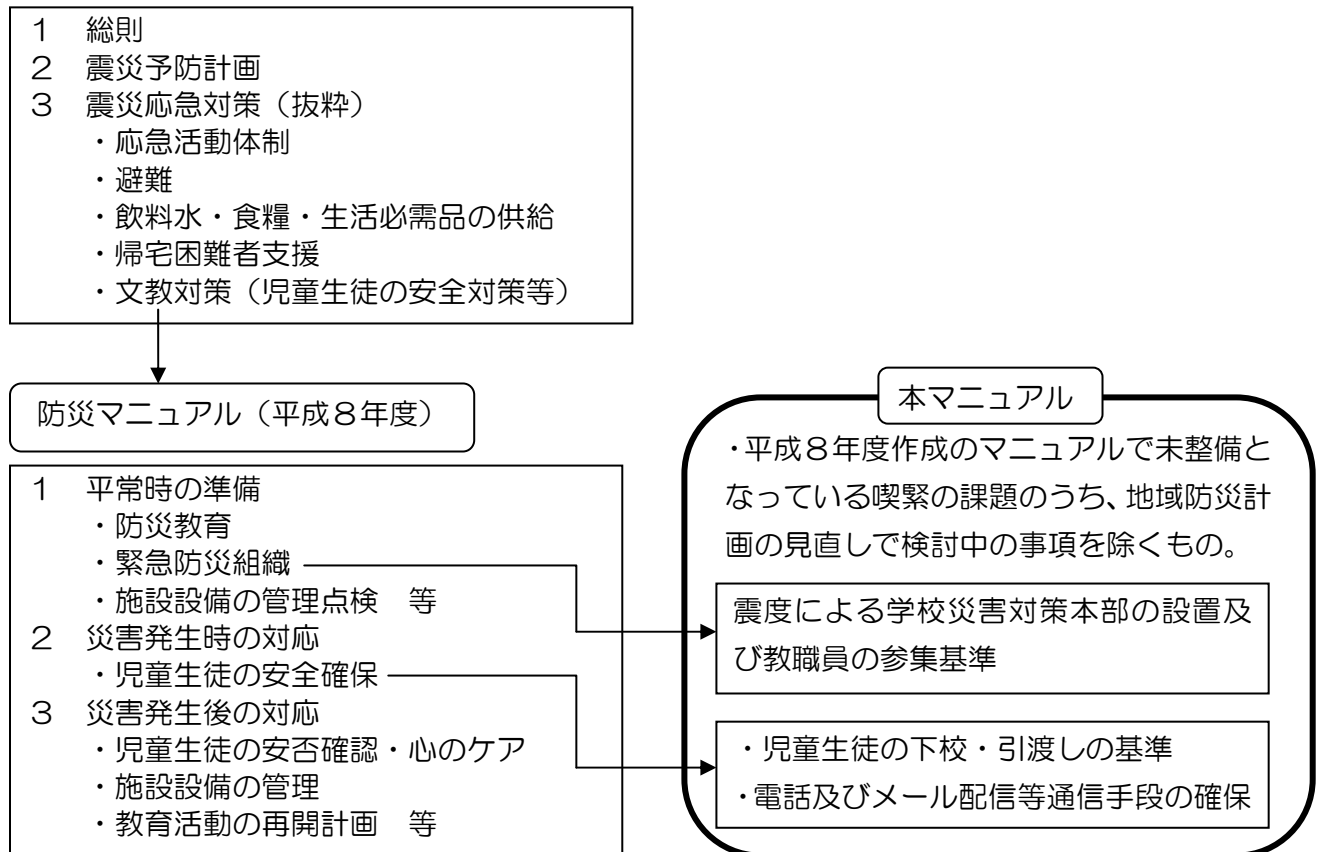
（第2章震災予防計画 第9節震災に備えた体制整備 第15文教対策）

校長等は、以下の内容について事前計画を策定する。

- ①学校の立地条件などを考慮した上で、応急教育計画を樹立する。
  - ②震災の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
    - ・学校の役割の明確化と周知
    - ・避難訓練の実施
    - ・保護者との連絡方法の検討
    - ・関係機関との連絡体制及び協力体制の確立
    - ・職員非常召集の方法確立と周知
    - ・不時の災害発生に対処する訓練の実施
- ウ 防災活動拠点の開設（防災拠点校）  
 （第3章震災応急対策計画 第1節応急活動体制 第3防災活動拠点の開設）  
 防災拠点校等を防災活動の拠点施設として開設する。ただし、防災拠点校の開設は学校関係者が避難誘導や校内誘導等により、児童生徒の安全を確保した後、配備職員が行う。
- エ 被害情報等の報告  
 （第3章震災応急対策計画 第2節災害情報の収集 第3被害情報等の収集体制 1部門別伝達系統 (2)有線電話等の通信連絡が可能な場合）  
 全ての通信が途絶した場合は使者を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報の収集伝達を行う。
- オ 避難所の設置  
 （第3章震災応急対策計画 第1.1節避難 第3避難所の設置・運営 1避難所の開設）  
 避難所は、学校等の既存建物を応急整備して使用する。
- カ 応急教育  
 （第3章震災応急対策計画 第2.0節文教対策 第2応急教育）  
 ①発災時の対応 ②応急教育の準備
- キ 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画  
 （第5章東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 第3節警戒宣言に伴う措置 第7教育、病院、福祉施設対策）  
 ①情報の収集伝達等 ②授業の中止等 ③児童生徒等の保護  
 ④校内防災対策 ⑤事前の指導連絡事項

埼玉県地域防災計画 平成21年1月

※平成23年9月現在、埼玉県地域防災計画の見直しを検討中である。



## 2 震災時における学校の対応基準

## (1) 生徒在校時の災害対応基準

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
原則として <b>震度5弱</b> 以上の揺れが、学校所在の市町村で観測された場合	学校災害対策本部の設置 ※本部長は校長、副本部長は副校長、教頭、事務長 ・授業継続又は打切りの判断 ・関係機関へ状況報告	・児童生徒への避難指示 ・震災の情報収集 ・交通機関運行状況の確認 ・安全確認 ・被害調査	・指示を受け、安全な場所へ避難 ・授業継続又は安全確認後下校指示

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
東海地震警戒宣言の発令	・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・指示を受け、直ちに帰宅する。

## (2) 夜間・休日等の参集の基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
勤務時間外において <b>震度6弱</b> 以上の揺れが、勤務校所在の市町村で観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集する。	教職員は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
勤務時間外において <b>震度5弱</b> 以上の揺れが、勤務校所在の市町村で観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集し、学校災害対策本部を設置し、必要に応じ教職員に対し学校への参集を連絡する。	教職員は、自宅で待機し、学校災害対策本部からの参集連絡があった場合は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
東海地震警戒宣言の発令	・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。

※病弱者、身体に障害のある職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業中に相当する教職員等で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

### 3 避難所としての学校

学校は、既存の建物を応急整備された避難所・避難場所として活用される。しかし、学校は、本来教育活動を行う場であり、震災の発生後、避難所として使用されていたとしても教育活動を再開しなければならない。そのため避難所としての活用を想定して、対応策を検討しておく必要がある。

また、円滑な避難所運営が図られるよう、市町村防災担当課や避難所指定地域住民代表者等を交えて協議しておく必要がある。

#### 【指定別の準備】

指定別 役割等	防災拠点校 (避難所指定 を含む。)	避難所指定 (市町村指定)	避難場所指定 (市町村指定)	その他 (指定なし)
施設の役割	災害による被害を受けた住民等が、避難生活をするための場所である。	災害による被害を受けた住民等が、避難生活をするための場所である。	災害からの被害を避けるため、広い場所に一時的に避難する場所である。	避難所等の指定を受けていないとしても、災害発生時には住民等が避難してくる可能性がある。
備蓄品の有無	有（県配備） 管理：各学校での管理	有（市町村等） 管理：市町村防災担当課の管理	無	無
災害時の 学校開放形態	① 防災活動拠点施設として開放する。 ② 避難所として開放する。	避難所として開放する。 (体育館等)	避難場所として開放する。 (校庭等)	避難場所として開放する可能性有り。

**埼玉県立川口工業高等学校は防災拠点校です。**

